

金沢星稜大学 教育の内部質保証に関する方針

(趣旨)

第1条 金沢星稜大学（以下「本学」という。）は、「誠実にして社会に役立つ人間の育成」という建学の精神及び金沢星稜大学学則に定める教育の目的を踏まえ、本学における教育の内部質保証を実現するための全学的な方針及びその運用に関する事項を定める。

(定義)

第2条 本学における教育の内部質保証（以下、「内部質保証」という。）とは、本学が自律的な組織として、その使命及び目的を実現するために、教育研究活動、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価することをいう。

2 この方針における用語の定義は、次のとおりとする。

（1）「教育プログラム」とは、教育目的の達成を図るため、体系的に編成された教育課程（カリキュラム）と、これを実施するための教育方法、学修成果の評価、教員配置、教育環境等を総合的に構成したものという。

（2）「モニタリング」とは、教育プログラムの実施状況を定期的かつ体系的に把握することをいう。

（3）「レビュー」とは、モニタリングにより得られた情報を基礎として、教育プログラムの有効性を総合的に検証し、改善につなげるための定期的な評価活動をいう。

（4）「IR」とは、Institutional Research を指し、本学の教育・学修・運営に関するデータの収集及び分析を行う活動をいう。

(目的)

第3条 内部質保証は、次の各号を達成することを目的とする。

（1）本学の「教育研究上の目的」及び「三つの方針」に基づく教育研究活動の質を保証すること。

（2）学生の学修成果の達成状況を把握し、教育の有効性を検証すること。

（3）点検・評価の結果に基づき、教育プログラムの改善及び向上を継続的に推進すること。

（4）内部質保証の取組状況及びその結果について公表し、説明責任を果たすこと。

(全学的な責任体制)

第4条 学長は、本学における内部質保証の最高責任者として、全学的な内部質保証の推進に関する総括的な責任を負う。

2 協議会は、全学的な内部質保証に関する重要事項を審議し、学長に意見を述べる。

3 常任部会は、内部質保証に係る連絡、調整及び協議を行う。

4 教学マネジメント委員会は、内部質保証のための教学マネジメントに関わる目標、計画等の策定、教育成果の把握・可視化、及びその測定・評価の結果に基づく改善のための行動計画の策定、教学 IR の活用、及び教育成果等の情報公開を行う。

5 評価部会は、自己点検・評価（学校教育法に定める認証評価を含む）の実施、各組織の自己点検・評価の統括及び検証、自己点検評価書の作成及び結果の公表、改善が必要な事項の学長への報告、改善指示及び改善状況の確認を行う。

(学部、研究科及び教養教育部の責任)

第5条 学部教授会及び教養教育部教授会は、それぞれの組織における教育プログラムの内部質保証について審議し、その結果を学長に報告し、又は意見を述べるものとする。

2 大学院研究科委員会は、教育プログラムの内部質保証について審議し、その結果を学長に報告し、又は意見を述べるものとする。

3 学部長及び研究科長は、当該学部及び研究科における教育プログラム全体の質保証について責任を負うものとし、教養教育部長は、全学共通教育の質保証について責任を負うものとする。

(「三つの方針」に基づく質保証)

第6条 各教育プログラムは、学則に定める教育研究上の目的並びに「三つの方針の制定と運用に関する規程」に基づき策定された「三つの方針」を基盤として教育活動を開発し、継続的な点検及び評価を通じて、その質の保証及び向上を図るものとする。

(学修成果の把握及び階層構造)

第7条 本学は、「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」に基づき、大学レベル、教育課程（学部・学科）レベル及び授業科目レベルの3段階で学修成果を把握し、達成状況を評価する。

(教育プログラムの点検・評価〔モニタリング及びレビュー〕)

第8条 各教育プログラムは、毎年度に実施する点検（モニタリング）及び中期計画の期間に合わせて実施する5年ごとの総合的な点検及び評価（レビュー）により、定期的に自己点検及び評価を実施する。

2 前項の自己点検及び評価に当たっては、認証評価の基準及び観点を踏まえ、その実効性を高めるものとする。

3 教育内容の妥当性及び水準を客観的に検証するため、必要に応じて外部の有識者による評価を導入する。

(支援体制)

第9条 本学は、教学IRの担当部署を定め、必要データの収集、分析及び各部局への情報提供を行う。

2 自己点検・評価部会は、モニタリング・レビューの統括を行い、評価報告書の作成と外部評価の対応を担う。

(教職員の能力開発)

第10条 本学は、教職員が教育研究活動及び大学運営に必要な能力を有していることを確認するとともに、FD・SD委員会を中心として能力開発の取組を継続的に推進する。

2 ファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ・ディベロップメント（SD）の企画及び実施に当たっては、モニタリング及びレビューで得られた課題を共有し、改善に資する取組を行う。

(学修環境及び学生支援)

第11条 本学は、一般教室、実験・実習施設、メディアライブラリー（図書館）、スポーツ施設、学生ホール、情報関連設備その他の施設・設備について、その整備状況及び活用状況を定期的に点検・評価する。

2 本学は、学修支援、キャリア支援、生活支援、障がい学生支援等の学生支援施策について、その適切性及び実施状況を定期的に点検・評価し、改善に資する取組を行う。

(ステークホルダーの参画)

第12条 本学は、地域の中核を担う教育機関として、地域社会からの信頼と支持を得ることを目指し、ステークホルダーの意見等を把握し、その結果を内部質保証に反映させる。

(情報公開)

第13条 本学は、学校教育法及び学校教育法施行規則等に定める事項を含め、学則第1条の2に基づき、教育研究活動等の状況について、不断の自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

(方針の点検・見直し)

第 14 条 本学は、内部質保証の取組状況及びその成果を踏まえ、全学的な責任体制の下で本方針の定期的な点検及び見直しを行い、必要に応じて改正する。

2 本方針の改正は、協議会の議を経て学長がこれを行う。

(付則)

この方針は、令和 7 年 12 月 10 日から施行する。